

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考えは、経営の効率とコンプライアンスの重視、とりわけ提供している商品としての教育サービスに高い倫理観を持つことと考えております。また、経営の透明性を高め、変化に対応できる自由な企業風土を大切にしています。当社は企業経営の中でいろいろな場面がかかわり合いを持つ株主、従業員、生徒、保護者、取引先、地域社会といったステークホルダーに対して、常に変化する市場の中で満足できる教育サービスを企画、立案することが最優先と考えております。株主に対しては、同業他社との差別化を明確にし、顧客満足度を上げ、結果として売上、利益を増加させることにより配当及び企業価値を高めることで報いたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使】

当社の現在の株主構成においては海外投資家の保有比率は相対的に低いと考えており、今後比率が増加した場合、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1-2. 情報開示の充実】

当社の現在の株主構成においては海外投資家の保有比率は相対的に低いと考えており、今後比率が増加した場合、招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則4-1-2. 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、中期経営計画を策定しておりません。毎期初に具体的な当該期の年度経営計画を策定し、その目標達成に向け全社で経営戦略や事業戦略の遂行に取り組んでおります。目標から一定の乖離が生じた場合には、法令に基づく開示を適切に行うとともに、原因の分析を行い、適切な対応について検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、原則として政策保有目的の株式の保有を行わない方針であります。但し、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等による株式の取得を行う場合は、保有目的に合理性があるか否かの投資判断をいたします。政策保有株式に係る議決権の行使は、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部署が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

()当社は、経営理念を当社ホームページにて開示しております。

<https://www.shuei-yobiko.co.jp/corporate/company/philosophy/index.html>

()当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

<https://www.shuei-yobiko.co.jp/corporate/ir/governance/index.html>

()当社は、取締役の報酬を決定するに当たっては方針と手続きを社内規程にて整備し、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

<https://www.shuei-yobiko.co.jp/corporate/ir/governance/index.html>

()当社は、経営幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査等委員会が原則年2回代表取締役との会議を行い、経営幹部や取締役候補者の選任について意見交換を行っています。監査等委員である取締役候補の選解任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査等委員会の同意を得て、取締役会において決定しております。経営幹部の解任にあたっては、役員任務遂行が困難な事情が生じた場合、取締役会により総合的に判断したうえで解任することとします。

()当社は、取締役会における決議に基づき、当該候補者の選解任理由を株主総会招集通知にて開示してまいります。

【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会・経営会議・社長・業務執行役員・部長等の権限を職務権限基準として明確に定め、それに基づきそれぞれの決定機関・決定者が審議・決裁を行っております。取締役会は持続可能な成長と企業価値向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・職務権限基準で定められた重要な事項について、公正な判断基準に基づき、最善の意思決定を行っております。

また、経営会議は常勤取締役で構成され、職務権限基準に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を委任されております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は第34期より、当社独自の役員の選任及び社外役員の独立性に関する基準を策定し、開示しております。
<https://www.shuei-yobiko.co.jp/cms/files/shuei/shuei02/0705/aolo1yiQ.pdf>

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社取締役会は、11名（内、監査等委員である取締役3名）で構成されております。取締役の選任に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、あるいは経営の監督機能発揮に必要な実績と見識を有することなどに基づき、取締役会において選任することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の社外取締役には兼任している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の社外取締役の業務に振り向けられるものと考えております。毎年、その兼任状況は株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
取締役会全体の実効性について毎年各取締役に対し、アンケートを実施・分析しております。今後、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要に応じ対策を検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役に対して、少なくとも年1回、全員が参加可能な法律専門家によるコーポレートガバナンス・インサイダー等研修会を設定しております。また、取締役が必要に応じて外部の研修会等に参加する際には、会社がその費用を負担しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社説明会や決算説明会などの定期的な開催、IR担当部署の明確化、個別取材への随時対応などを行うことにより、株主との建設的な対話を促進するための体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社シューエイ	2,243,400	33.43
株式会社ナガセ	266,600	3.97
秀英予備校従業員持株会	255,500	3.80
渡辺 武	150,300	2.24
渡辺 喜代子	148,300	2.21
株式会社静岡銀行	104,000	1.54
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	93,000	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	76,400	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	48,500	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況です。所有割合は、自己株式(319株)を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐竹 利文	税理士											○
村松 夏夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐竹 利文	○	○	佐竹利文税理士事務所を開業しており、当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。	佐竹利文税理士事務所を開業しており、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。同氏の専門家等としての高い見識をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間で特別な利害関係はないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないものと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

村松 夏夫	○	○	株式会社静岡新聞社の元常務取締役であります。株式会社静岡新聞社とは、広告掲載等の取引がありますが記載すべき特別な利害関係はなく、同氏と当社との間で特別な利害関係はありません。	静岡新聞社において長年にわたる営業・販売・経営の経験により幅広い知識と見識を有しております。同氏の実務経験から培った高い見識をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監査・監督を実施していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間で特別な利害関係はないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないものと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査等委員会の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。なお、監査等委員会よりその業務に必要な要請をうけた従業員は、その要請に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社長直轄の独立した内部監査室(1名)は、内部統制システムの運用状況の調査を行い、監査等委員会と連携し、定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、定款及び社内諸規程を遵守し、適性かつ有効に運営されているか否かを調査しております。さらに監査等委員会は、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見交換を行っております。会計監査及び内部統制監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時・適切な開示に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬規程に基づき、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取扱いを当期の業績を鑑み、取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の年間報酬総額 240百万円
監査等委員である取締役の年間報酬総額 19百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれ区分して報酬限度額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

- ・取締役会の開催に際して、社外取締役に事前に資料を配布し、必要に応じて、代表取締役を含む業務執行取締役と個別に面談し、事前説明を行う等、実効的に議論を行う仕組みとしております。
- ・社外取締役のスタッフは設置しておりませんが、管理本部人事総務部総務課が庶務業務を担当しております。
- ・計算書類及び附属明細書の監査に際しては、常勤監査等委員が管理本部経理部より詳細の説明を受け、質問等による確認を行うこととしております。これらの確認結果等の情報は、社外取締役である監査等委員にも伝達いたします。
- ・会計監査人の監査計画及び期末監査結果の説明については、社外取締役である監査等委員全員が会計監査人より直接説明を受け、意見交換を行うこととしております。社外取締役である監査等委員が同席不可能な場合は、常勤監査等委員が会計監査人より説明を受け、その概要を社外取締役である監査等委員に伝達いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図る観点から、2016年6月29日開催の第33期定時株主総会において定款の一部を変更し、同日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名、監査等委員である取締役3名の計11名で構成されております。また、監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役です。取締役会は、業務執行の方針を決定し、取締役の職務執行の監督及び代表取締役の選定及び解職を行います。8名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、それぞれ部門長等業務の執行を担う取締役に、少人数で迅速な戦略的意思決定を行い実行しております。原則として年5回の定例取締役会を開催し、緊急を要する案件があれば臨時取締役会を開催しております。

経営会議は、常勤取締役を中心に構成されております。取締役会にて決定した経営の基本方針に基づき、迅速で合理的な業務執行にかかる重要な意思決定をしております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、1名が常勤、2名が社外取締役であります。監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性と適正性を監視し、また必要に応じて重要書類の閲覧、意思決定の適正性の検討及び会計処理の適正性等を監視しております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立性のある立場から監査業務を遂行し、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図る体制としております。

また、内部統制の整備運用状況については内部監査室との連携を深めております。さらに、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見交換を行っております。会計監査及び内部統制監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時・適切な開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月29日開催の第33期定時株主総会において定款の一部を変更し、同日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。取締役会における社外取締役の比率を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を持つことで、取締役会の監督機能の一層の強化が図れると判断し、監査等委員会の制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の15日前に発送しております。
その他	招集通知の発送日の3日前より、当社のホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会開催後に実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年次決算、中間決算発表後の年2回、東京にて説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書または四半期報告書を適時開示後HPに掲載しているとともに四半期ごとに作成している決算の補足資料も掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 本部長 渡辺喜代子	
その他	アナリスト・機関投資家に対しての個別訪問を随時実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「秀英予備校 行動基準」に則り、お客様の満足の向上、株主の利益と信頼関係の構築に努め、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当子会社は、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。さらに、当社及び当子会社に及ぼすリスクの程度が大きいと判断される場合は、経営会議にて対応を検討いたします。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査等委員会に報告されております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経営会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

(5)当社及び当子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告される体制となっており、監査等委員会は当社及び当子会社の内部統制状況を把握・評価しております。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査等委員会の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

なお、監査等委員会よりその業務に必要な要請をうけた従業員は、その要請に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(7)取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めています。取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えております。

なお、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

(8)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理については、取締役(監査等委員)規程を制定・施行し、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業にとっても、社会的責任の観点からも必要かつ重要なことです。特に、近年、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言えます。さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取るうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠です。

1. 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ・組織としての対応
- ・外部専門機関との連携
- ・取引を含めた一切の関係遮断
- ・有事における民事と刑事の法的対応
- ・裏取引や資金提供の禁止

2. 基本原則に基づく対応

(1) 平素からの対応

・代表取締役は、当社の基本原則を社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役に報告します。

・反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は管理本部で統括します。管理本部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携を行います。

・反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らず何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 有事の対応(不当要求への対応)

- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに管理本部へ報告、相談し、さらに管理本部から担当取締役等に報告します。
- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、積極的に外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等に従って対応します。要求が不当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負います。
- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役以下、経営層が関与し、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合に、泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求を防止する意味からも、積極的に被害届を提出します。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、管理本部が速やかに事実関係を調査します。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶します。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社グループとしては以下の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営方針

当社グループの経営の基本方針は以下の通りであります。

- (1) 学習効果が最大限期待できる機能的な校舎を開設し、インターネット環境などのインフラが構築されている等、高度なニーズに応えられる快適な学習環境を提供すること
 - (2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること
 - (3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること
 - (4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること
 - (5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること
- なお、上記の経営方針に照らし不適切な者が当社グループ支配権の獲得を表明した場合には、当該当事者と東京証券取引所その他の第三者(独立社外者)とも協議の上、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・当該取り組みが基本方針に沿うものであること
- ・当該取り組みが当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ・当該取り組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示の担当部署

当社では、社内規程に従って専務取締役が情報取扱責任者として重要な会社情報の社内管理、適時開示等情報の統括を担当しております。情報取扱責任者のもと、情報管理の事務局は管理本部人事総務部総務課がこれを行い、情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討につき適時開示規則と照らし合わせ協議いたしております。適時開示につきましては、重要な会社情報が生じた場合、情報取扱責任者のもと遅滞なく、管理本部人事総務部総務課が中心となって行っております。

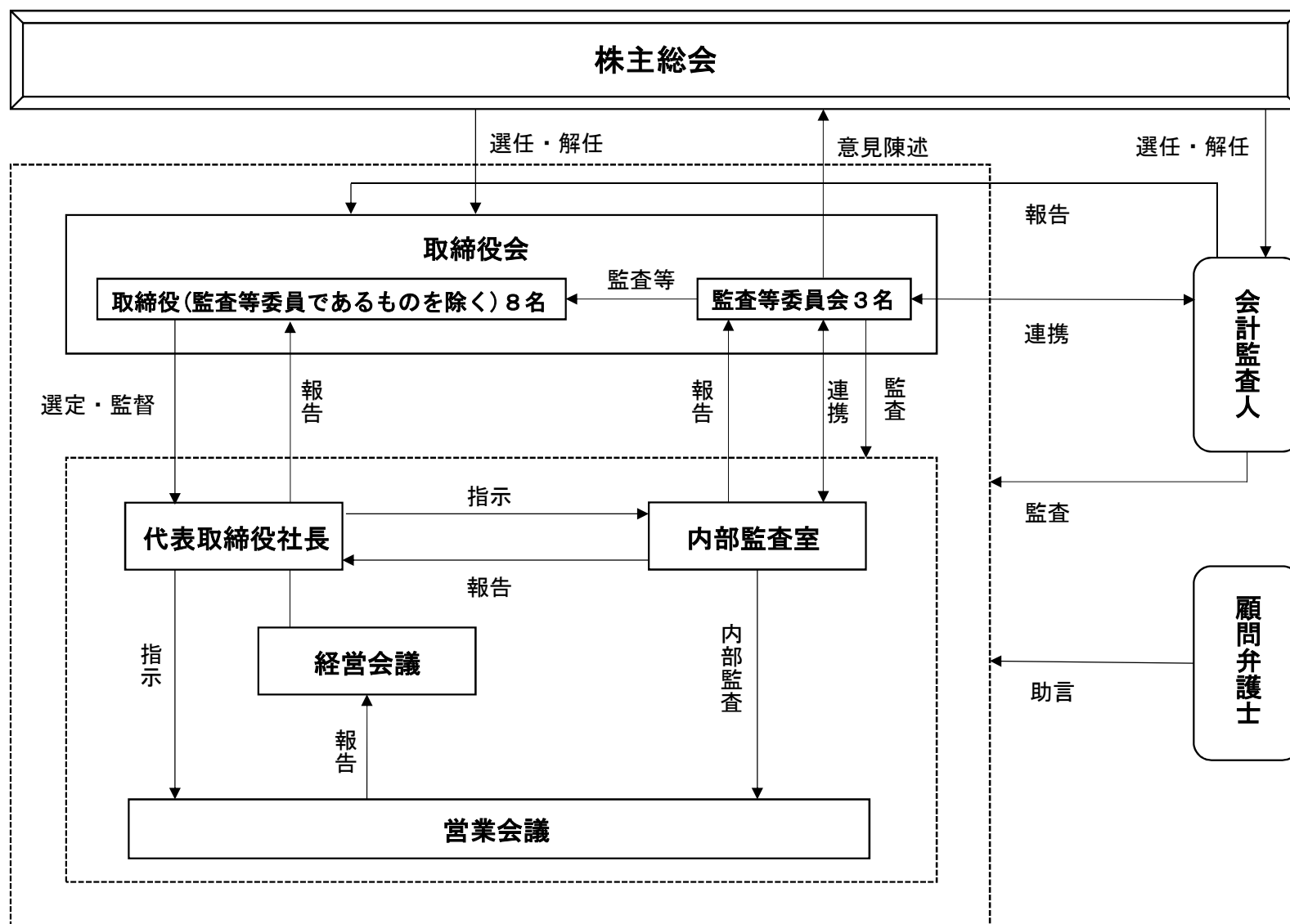
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、定例として取締役会を最低年5回、常勤取締役が参加する経営会議を原則月1回、代表取締役社長、取締役、各営業部門の責任者が参加する営業会議をそれぞれ週1回開催しており、必要に応じて臨時開催もしております。これらの会議では迅速かつ現場に根づいた経営判断をもとに経営戦略等の決定及び発生事実等の報告が行われております。会議における重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、情報取扱責任者のもと、適時開示規則に定められた事項に該当するか否か判断を行い、該当する場合は、適時開示を行っております。また、重要な内部情報が発生した場合には、社内規程に基づき内部情報を保有している部署の責任者は情報取扱責任者、管理本部人事総務部総務課に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は、内部情報管理を徹底するとともに適時開示の指示をいたします。

3. その他の取り組み

適時開示体制のその他の取り組みとして、常勤監査等委員である取締役及び代表取締役直轄の独立した内部監査室(1名)による監査を実施しております。また社内規程においては「コンプライアンス規程」を定め、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為等に対する通報窓口を設置し、会社として適時に把握できる体制をとっております。さらに、社会の一員としての責任を果たし、企業として存続していくための守るべき最も基本的なルールとして「秀英予備校行動基準」を作成し、実践しております。

【模式図】



【適時開示体制の概要】

